

●意見に対する回答

意見 No.	該当箇所									内 容	回 答
	資料	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	小項目	小項目	その他		
1	要求水準書(案)	1	第1	1	③					アレルギー食100食程度を想定しているとのことですが、他施設のアレルギー食の対応と比較すると非常に多い食数と思われます。アレルギー食の対応数の具体的な根拠をお示しいただければと思います。	100食については、将来の増加等を踏まえた想定値であり、100食についての具体的な根拠はありません。
2	要求水準書(案)	1	第1	1	③					「アレルギー対応食数は100食程度を想定している。」とあります。 現状の貴市における対象者数等から100食と想定されたのではと推察いたしますが、「施設整備は100食対応可能とし、入札価格算定上は50食程度を調理」に設定しなおすことを、再度ご検討いただけないでしょうか。 理由としては、下記の通りです。 ①アレルギー対応食の実施には、万一の事故防止のため、喫食者の症状・アレルギー確認、喫食者及び保護者との打ち合わせ、個別のアレルギー対応食献立作成・食材発注等、貴市職員が行う業務も多く、仮に開業時から100食実施となると、市・事業者ともに相当の業務負担が想定されます。 ②学校給食センターにおけるアレルギー対応食の先事例を参考にしますと、通常食1万食に対し、アレルギー対応食は20食～30程度の提供にとどまっています。 ③事業者としては、現状では入札価格に100食に対応できる価格を見込まざるをえません。それよりも、なるべく実態に則したサービス対価としたほうが、貴市のサービス対価の支払いが適正な価格となると考えます。	ご意見を踏まえ、本事業のアレルギー対応については、厚生労働省令(食品衛生法施行規則)に特定原材料として定める7品目(卵・乳・小麦・えび・かに・そば・落花生)の「除去」とし、対応食数は、小学校の状況を踏まえ、施設については100食対応可能とし、入札金額算定条件は50食程度とします。 なお、アレルギー対応食のサービス対価については、提供食数に応じた変動費とし、1食単価は事業者提案によるものとします。詳細は入札公告時に示します。 また、市では、今後アレルギー対応の充実が求められることを想定しており、必要に応じて、対応品目の拡充及び代替食の提供等に努めていきたいと考えております。この場合の増加費用は変動費としてお支払することとなります。
3	要求水準書(案)	2	第1	3	2)					「市は要求水準を変更する場合、事前に選定業者に通知する。」とあります。変更内容・変更時期にもありますが、通知をする前に市と事業者で変更内容等についての協議の場を設けていただけないでしょうか。	事業契約書(案)第8条第5項に示すとおり、要求水準書の変更については協議を行なう予定ですが、最終的な変更の決定は市が行います。
4	要求水準書(案)	12	第2	7						提出書類において「HACCP対応マニュアル」とされておりますが、第1項総則の中では、HACCPの概念を取り入れて衛生管理を徹底するとあります。概念を取り入れるレベルではHACCP対応マニュアルとはならないのでは。もし対応マニュアルとするのであれば、第1項で「HACCP施設」と規定すべきと考えます。(関連:事業契約書第40条)	HACCPの承認を得るか否かによらず、HACCPの概念を取り入れたマニュアルを「HACCP対応マニュアル」として作成してください。
5	要求水準書(案)	23 24	第5	1	4)	b、g、h、 i、j				維持管理の対象業務である、調理設備保守管理、配送車両維持管理・更新、什器等の保守管理・更新及び食器食缶等の保守管理・更新業務は、第6の「運営業務」での範疇で管理する事が、食の安全等を考慮した場合、最適な管理が遂行出来ると考えます。	原文ままとします。
6	要求水準書(案)	36	第6	3	1)	(1)	c			1カ月毎の献立表等を作成し提供開始の1ヶ月前までに食器・食缶・配膳器具の種別をお示し頂けるとのことですが、想定されている組合せ例を全て要求水準書に提示願います。コンテナ収納検討や、同時洗浄物量により洗浄機の検討を行い、無駄の無い施設計画としたいと思います。	入札公告時に示します。
7	要求水準書(案)	41	第6	3	2)	(2)	ク			アレルギー食の数によって、事業者の調理人数や調理対応が変更になり、運営事業費に影響を及ぼすと思います。従って、アレルギー食の対応品目と対応食数を固定値としてお示しいただけると安定的な運営事業に繋がると思います。	NO.2の意見に対する回答をご覧ください。
8	要求水準書(案)	43	第6	3	2)	(5)				残滓処理について、食材購入、給食費徴収が市の業務であることから、食材、調理済食材及び残滓の所有権が貴市にあり、残滓(廃棄物)の排出事業責任も貴市であると考えられます。廃棄物処理法では、排出事業者が産業廃棄物処理業者に直接委託しなければならないとされ、原則再委託が禁じられております。法的解釈から、残滓の処理は、市が産業廃棄物処理業者に直接委託するのが望ましいと考えます。以上内容をご検討いただき残滓処理業務内容について、要求水準書に反映いただきますようお願いいたします。	今回の事業においては、排出者は運営(調理)企業又はSPCと判断しております。

●意見に対する回答

意見 No.	該当箇所									内 容	回 答
	資料	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	小項目	小項目	その他		
9	要求水準書(案)	43	第6	3	2)	(5)				残滓処理が民間事業者の業務範囲の場合、処分リスクが大きく、事業コストのアップに繋がると考えられます。市の施設からの排出物としての観点から、処分は貴市のほうで対応するという事業スキームをご提案申し上げます。	ご意見のとおり、残滓処理業務については、長期間かつ安定的な業務の実施に課題等が多いことを認識しています。しかしながら、国の重要施策でもある「循環型社会の構築」に向けて、市としましても、本業務についてはリサイクルを基本と考えており、リサイクルに関する民間事業者の技術・ノウハウ・ネットワーク等の活用を期待しております。 なお、社会情勢等の変化により、処理方法の変更やそれによる費用の見直しが必要とされる場合は、事業契約書に基づき、協議を行うこととしております。
10	要求水準書(案)	60	第7	5	3)	(1)	a			棚等は抗菌ステンレス製、内装は抗菌構造とすること。とありますが、抗菌部分は抗菌樹脂コーティング棚網、抗菌ドアパッキン、抗菌ドアハンドルのみに変更できませんでしょうか。もしも抗菌ステンレス製の指示が外せない場合、該当するメーカー・機種公表をお願い致します。	要求水準書を修正します。 ご意見のとおり、ステンレス以外の素材を使用する部分に関して、抗菌性のある仕様とすることとします。なお、棚網については、樹脂コーティングの有無は事業者の提案による考えます。
11	契約書(案)	44	別紙6	イ	ウ)	(ウ)	b	b)		アレルギー対応食数、あるいは対応アレルギー数の大幅変更時にも、固定費と変動費の割合の見直し若しくはサービス対価Cの見直しについて協議を行っていただけないでしょうか。	NO.2の意見に対する回答をご覧ください。
12	契約書(案)	45	別紙6	エ	ア)	1				現在の鋼材や銅線等の建設資材価格の高騰は、事業者では予測不可能な状態にあります。PFI事業は、契約から着工まで期間も長く、民間事業者の入札時コストと建設着工時コストが大幅に差異を生じる可能性があるため、その部分の指針をお示しいただきたく存じ上げます。	No.63の質問に対する回答をご覧ください。
13	契約書(案)	47	別紙6	エ	イ)					市場の変動等による燃料費等のコストリスクを協議して頂ける旨は、民間事業者にとって大変助かるものであります。その際の御協議の程、宜しく御願い致します。	ご意見として承ります。
14	その他									現在、資材の高騰が続いております。このような状態が続くのであれば、積算自体が出来ない状況と考えられます。その点について久留米市としてご配慮をお願い致します。	No.63の質問に対する回答をご覧ください。